

## 和歌山城ホール共催事業募集について

和歌山城ホール(指定管理者:公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団)と共催を希望する地域の文化芸術団体等を、次のとおり募集します。

### (募集期間)

令和5年5月15日(月)～随時 予定事業数の上限に達し次第終了

### (募集事業数)

6事業程度

### (事業実施期間)

令和6年3月31日(日)まで

### (開催場所)

和歌山城ホール内

### (事業内容等)

下記、(1)～(6)に該当する事業

- (1) 和歌山城ホールの基本理念および基本方針に合致する事業内容
- (2) 和歌山城ホール内で開催される事業
- (3) 地域の文化芸術の発展に寄与する内容の事業
- (4) 無料もしくは廉価な料金で、多くの市民が文化芸術を鑑賞・体験できる事業
- (5) 主として和歌山市で活動する地域の文化芸術団体等が行う事業
- (6) 公演中の写真や映像などを和歌山城ホールのPR素材として提供がある事業

### (共催事業の選定方法)

文化芸術団体等から共催申込があった事業の中から、和歌山城ホール共催事業選定会において選定します。

### (和歌山城ホールが行う業務等)

第5条 文化芸術団体等が配券するチケットの販売ならびに売上金の管理

- 2 プレイガイドへのチケット配券ならびに回収
- 3 公演ポスター・チラシの掲示ならびに配架
- 4 公演周知のための広報宣伝(無料で広報宣伝できる範囲まで)
- 5 公演当日の受付周りの準備・片付け、入場口改札、入退場時の誘導、客席誘導
- 6 上記3～5については、文化芸術団体等も協働いただきます。

(文化芸術団体等が行う業務)

和歌山城ホールが行う業務以外の一切の業務を行っていただきます。

(責任)

共催事業で生じたトラブル・事故等は、その原因が和歌山城ホールにある場合を除き、文化芸術団体等が一切の責任と費用をもち、和歌山城ホールは一切の負担を負わないものとします。

(経費の負担)

- 1 共催事業の実施に要する一切の経費は、文化芸術団体等にご負担いただきます。ただし、和歌山城ホールが行う業務等に要する費用については、和歌山城ホールが負担します。
- 2 和歌山城ホールの大ホール、小ホール、展示室等の利用料ならびに備品利用料等は文化芸術団体等にご負担いただきます。

(プレイガイド手数料)

文化芸術団体等が和歌山城ホールに委託するチケットの販売手数料は無料とします。

(公演中止・延期)

共催事業に出演予定のアーティスト等の急病・悪天候など、不可抗力により公演が中止・延期となった場合の返金に掛かる費用の一切は文化芸術団体等にご負担いただきます。払い戻しは、和歌山城ホールと文化芸術団体等が協議の上、払い戻し受付期間・払い戻し場所等を定め返金を行うものとします。

(共催の取消)

和歌山城ホールは、文化芸術団体等が次のいずれかに該当するとき、共催を取消することができるものとします。

- (1) 共催申し込んだ事業の内容に著しく変更があった場合、また内容に変更が生じたにも関わらず和歌山城ホールにその旨を通知しなかった場合。
- (2) 共催申し込んだ事業が予定した時期に実施すること困難と和歌山城ホールが判断した場合。
- (3) 文化芸術団体等に次に掲げる者がいると認められたとき

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。)

(和歌山市で活動する地域の文化芸術団体等)

和歌山市で活動する地域の文化芸術団体等とは、和歌山市内で文化芸術活動を行うアマチュアの団体・個人であり、団体の場合は団体事務所の所在地、団体事務所がない場合は代表者の住所、個人の場合は個人の住所が和歌山市内とします。